

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本毛織株式会社			コード	3201				
提出日	2026/2/5	異動（予定）日		2026/2/25					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて、社外取締役の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	宮島 青史	社外取締役	○										○				有	
2	加藤 之啓	社外取締役	○										○				有	
3	上原 理子	社外取締役	○													○	新任	有
4	加藤 純一	社外監査役	○													○	有	
5	勝井 映子	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の宮島青史氏は、アドバイザリーボードの社外委員として活動しております。当社は同氏に対し同委員活動に対する報酬を支払っているが、当社ガイドラインに照らし、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないものと判断している。	同氏は、他の会社の経営経験があり、不動産業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から取締役会における監督を行っている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹に係る事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与している。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上の実現と経営の監督を行ってもらうことを期待したため社外取締役として選任している。また金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために当社が定めた判断基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
2	社外取締役の加藤之啓氏は、アドバイザリーボードの社外委員として活動しております。当社は同氏に対し同委員活動に対する報酬を支払っているが、当社ガイドラインに照らし、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないものと判断している。	同氏は、他の会社の経営経験があり、自動車関連業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から取締役会における監督を行っている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹に係る事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与している。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上の実現と経営の監督を行ってもらうことを期待したため社外取締役として選任している。また金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために当社が定めた判断基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
3	該当なし。	上原理子氏は、会社の経営に関与された経験はないが、弁護士としての豊富な経験があり、社外監査役として、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行っている。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上の実現と経営の監督を行ってもらうために新たに社外取締役候補者としている。また金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために当社が定めた判断基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
4	該当なし。	加藤純一氏は、会社の経営に関与された経験はないが、公認会計士としての豊富な経験があり、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行っている。これらの実績と適切な意見をもらうため社外監査役として選任している。また金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために当社が定めた判断基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
5	該当なし。	勝井映子氏は、会社の経営に関与された経験はないが、弁護士としての豊富な経験があり、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をもらうため社外監査役候補者としている。また金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために当社が定めた判断基準を満たしていることから、独立役員に指定している。

4. 補足説明

独立社外役員については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。

ア) 当社の大株主またはその業務執行者ではないこと

大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。

イ) ニッケグループの主要な取引先またはその業務執行者ではないこと

主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引グループの連結売上高の2%を超える者とする。

ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと

多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額とする。

※「ニッケ コーポレート ガバナンス・ガイドライン」より抜粋

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。